

令和2年8月3日

お客さま各位

さがみ信用金庫

未利用口座管理手数料の新設および関連規定の制改定について

いつも、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、令和2年9月30日までに開設済みであるお客さまのお口座、および普段の入出金・口座振替にご利用いただいているお客さまのお口座が、対象となることはございませんので、引続き当金庫のご利用を賜りたく、よろしくごお願い申し上げます。

記

<未利用口座管理手数料とは>

手数料対象	以下の①～③の全てに該当する預金口座	
	①	普通預金（総合口座含む）、貯蓄預金
	②	令和2年10月1日以降に開設したもの
	③	最後の預入れ、または払戻し、口座振替から2年以上、一度も取引がない（当該口座の利息の元本組入れ、および本手数料の引落しは「お取引なし」とさせていただきます）
ただし、下記の一つでも該当するお客さまからは、手数料はご負担いたしません。		
手数料対象外	・未利用状態の通帳残高が10,000円以上ある ・お取引店に、以下に掲げる他のお取引内容がある 定期預金、定期積金、財形預金、積立定期預金 投資信託、個人向け国債、保険商品、信託 お借入、カードローン	
手数料の金額	1,320円（税込）	
ご負担方法	未利用口座から1年に1回引落し	

1. 手数料ご負担時のご案内について

「手数料対象」に該当するお口座をお持ちの場合、当金庫より案内文を郵送いたします。

- ① 郵送後にも、お取引が再開しない際に、手数料を引落しさせていただきます。
- ② 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、手数料の対象となります。
- ③ 手数料引落し後に通帳残高が0円になった場合、自動的に解約いたします。

2. お客さまへのお願い

未利用口座管理手数料は、長期に渡り利用されていないお口座が、万が一にも不正利用されることによって、お客さまが被害に遭うことを防止するために導入いたしました。

そのため、次の点をお客さまにお願い申し上げます。

- ・当該口座でのお取引の再開をお願いいたします。
- ・今後ご利用のない口座について、不正利用防止のためご解約をお勧めいたします。

3. 本件にもなう規定の制改定について

(1) 「未利用口座管理手数料規定」の新規制定

今回の手数料についてご説明するものです。詳しい内容は、下記をご覧ください。

未利用口座管理手数料規定

1. (本規定の適用)

この規定は令和2年10月1日以降に開設された、普通預金口座（総合口座を含みます。）および貯蓄預金口座に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後の預入れ、または払戻し（当該口座の利息の元本組入れ、および本手数料の引落しを除きます。）から2年以上、一度も取引がない普通預金口座および貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失等により利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発送します（第4項各号に定める場合を除きます。）。なお、この通知が延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発送してから、引続き取引がなかった場合、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料をご負担いただきます。なお預金者の口座が引続き未利用口座である場合、翌年以降も同様の方法により所定の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
- (4) 第2項にかかわらず次の場合は、未利用口座管理手数料はかからないものとします。
 - ①未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - ②未利用口座の取引店と同一取引店で、定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、国債、生命保険等の取引がある場合
 - ③未利用口座の取引店と同一取引店で、融資取引がある場合
 - ④その他当金庫が定める所定の場合
- (5) 未利用口座管理手数料の引落しは、「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金共通規定」第9条第3項(注2)および第10条第4項(注3)の預金口座の利用には含まれないものとします。

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合等、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、通知をすることなく解約するものとします。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高を超える支払義務は負わないものとします。
- (2) 解約後の口座の再利用はできません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

引落し済の未利用口座管理手数料については、返却いたしません。

6. (規定の変更)

この規定の各条項は、お客さまに事前に通知することなく、記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

- (2) 「普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金規定」の改定
「未利用口座管理手数料」は、普通預金と貯蓄預金の口座からのみご負担いただくことから、下記内容を追加しました。

○^(注1)。（未利用口座管理手数料）

当金庫所定の条件により未利用口座となった預金口座について、別途定める「未利用口座管理手数料規定」が適用されるものとします。

^(注1) ○中の数字は「普通預金規定」において「5.」、「貯蓄預金規定」において「6.」が入ります。

5. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

改定後の規定は、[こちら](#)をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

以 上

TRibank Sagami
さがみ信用金庫